

京都市と畜場条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第58号）
（中央卸売市場第二市場業務課）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市と畜場の使用料の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり使用料の上限額を改正することとしました。

区 分		単 位	使用料	
			改正前	改正後
と室	牛及び馬	1 頭	2,483円	2,528円
	子牛, 子馬, め ん羊及び山羊		730	743
	豚		730	743
副生物処理室		1平方メートル	4,137	4,213
従業員控室		につき1月	2,119	2,158

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

